

村の世帯・人口

昭和47年5月末日現在

総世帯数 2,179 戸

人口 10,870 人

男 5,458 人

女 5,412 人

当月の人口移動

出生 17 死亡 3

転入 90 転出 87

婚姻 29 離婚 0



はらに報広

発行所
西原村役場
電話 (098995) 2401
2582・2583

印刷所
中部印刷 K K
電話 (098937) 4464

目次

- 1 復帰年度施政方針(昭和四七年度) 1
- 2 村議会昭和四七年度第五回定例会開かれる。 2
- 3 新年度予算のあらまし(一般会計・水道会計) 2
- 4 内部体制強化のため機構を改革 4
- 5 新しい窓口業務の紹介 4
- 6 住民基本台帳法が適用 4
- 7 児童手当制度のあらまし 4
- 8 農地法制度のあらまし 4
- 9 国民健康保険制度のあらまし 4
- 10 変わり行くおらが村 7
- 11 都市計画 7
- 12 企業の進出 7
- 13 南石油 K K 埋立地を本村へ編入 7
- 14 村の行事 8
- 15 はばたく各種団体 8
- 16 西原村体育協会 8
- 17 西原村青年連合会 8
- 18 告知版 10
- 19 米軍人、軍属等により被害を受けた 10
- 20 住民に対する損害賠償業務について 10
- 21 モーター規制協力をお願い 10
- 22 旧飛行場関係資料の提供について 10

内部体制の強化について

新年度において生活環境の保全と
住民の心身の健康維持のため清掃施

都市計画について

発生の可能性が極めて大であります
ので、公害防止対策の条例制定によ
って規定の運用に万全を期し住民の
健康衛生と環境の保全に留意する施
策を講じる方針であります。

産業基盤の整備について

排水系統の整備

本村に於ける自然のおよ

計画の効率を高める基本的地利
備計画を年次毎に推進して参りま

たが、新都市の勢力圏の拡大に伴な
い、宅地造成等の機序となる農地の
増立によって、本村農地は急速に定

ぼりする状態が顕著に表われ、排水
系統は混乱状態に陥り既に農地

増、住宅地等に水害が頻出する現状
にありますので本年度も、排水事業

経費の投入と国、県補助事業の財源
獲得に努力を傾注して、排水施設事

業の進行しなければならぬと考え
ておる次第でございます。

2. 道路網の維持管理
本村地域においては、従来から道

路網の整備事業は継続的投資事業と
して施行してまいりましたが、現況

の道路事情は将来の産業経済発展に
対応する上、道路の整備が急務と

なっております。本年度も、道路事
業の進行に努めたいと考えています。

3. 都市計画について
本村は、昭和四十二年四月十一日付

の告示で実質的に都市計画区域に編入
されました。従来の都市計画区域

行政区域を単位として定められて
いたが、新都市計画法においては、

行政区にこだわることなく、一体的
都市として総合的に整備し、開発

村の世帯・人口

昭和47年2月末現在

総世帯数 5,179戸

人口 108,70人

男 24,88人

女 24,12人

当月の人口移動

出生 17人 死亡 3人

移入 90人 移出 87人

結婚 59人 離婚 0人



西風村報

西風村報
〒5883-5883
電話(05883)2401
印刷所
中野印刷 K K
電話(05883)4444

- (一) 田舎行楽関係資料の提供について
- (二) チーマの慰問活動について
- (三) 市民に役立つ社会情報について
- (四) 米軍人、軍属等に対する被害受入れ
- (五) 苦味
- (六) 西風村青年会
- (七) 西風村青年会
- (八) 西風村青年会
- (九) 西風村青年会
- (十) 西風村青年会
- (十一) 西風村青年会
- (十二) 西風村青年会
- (十三) 西風村青年会
- (十四) 西風村青年会
- (十五) 西風村青年会
- (十六) 西風村青年会
- (十七) 西風村青年会
- (十八) 西風村青年会
- (十九) 西風村青年会
- (二十) 西風村青年会
- (二十一) 西風村青年会
- (二十二) 西風村青年会
- (二十三) 西風村青年会
- (二十四) 西風村青年会
- (二十五) 西風村青年会
- (二十六) 西風村青年会
- (二十七) 西風村青年会
- (二十八) 西風村青年会
- (二十九) 西風村青年会
- (三十) 西風村青年会
- (三十一) 西風村青年会
- (三十二) 西風村青年会
- (三十三) 西風村青年会
- (三十四) 西風村青年会
- (三十五) 西風村青年会
- (三十六) 西風村青年会
- (三十七) 西風村青年会
- (三十八) 西風村青年会
- (三十九) 西風村青年会
- (四十) 西風村青年会
- (四十一) 西風村青年会
- (四十二) 西風村青年会
- (四十三) 西風村青年会
- (四十四) 西風村青年会
- (四十五) 西風村青年会
- (四十六) 西風村青年会
- (四十七) 西風村青年会
- (四十八) 西風村青年会
- (四十九) 西風村青年会
- (五十) 西風村青年会
- (五十一) 西風村青年会
- (五十二) 西風村青年会
- (五十三) 西風村青年会
- (五十四) 西風村青年会
- (五十五) 西風村青年会
- (五十六) 西風村青年会
- (五十七) 西風村青年会
- (五十八) 西風村青年会
- (五十九) 西風村青年会
- (六十) 西風村青年会
- (六十一) 西風村青年会
- (六十二) 西風村青年会
- (六十三) 西風村青年会
- (六十四) 西風村青年会
- (六十五) 西風村青年会
- (六十六) 西風村青年会
- (六十七) 西風村青年会
- (六十八) 西風村青年会
- (六十九) 西風村青年会
- (七十) 西風村青年会
- (七十一) 西風村青年会
- (七十二) 西風村青年会
- (七十三) 西風村青年会
- (七十四) 西風村青年会
- (七十五) 西風村青年会
- (七十六) 西風村青年会
- (七十七) 西風村青年会
- (七十八) 西風村青年会
- (七十九) 西風村青年会
- (八十) 西風村青年会
- (八十一) 西風村青年会
- (八十二) 西風村青年会
- (八十三) 西風村青年会
- (八十四) 西風村青年会
- (八十五) 西風村青年会
- (八十六) 西風村青年会
- (八十七) 西風村青年会
- (八十八) 西風村青年会
- (八十九) 西風村青年会
- (九十) 西風村青年会
- (九十一) 西風村青年会
- (九十二) 西風村青年会
- (九十三) 西風村青年会
- (九十四) 西風村青年会
- (九十五) 西風村青年会
- (九十六) 西風村青年会
- (九十七) 西風村青年会
- (九十八) 西風村青年会
- (九十九) 西風村青年会
- (一百) 西風村青年会

目次

復帰年度施政方針

(昭和四十七年)

西原村長 宮 平 吉太郎

昭和四十七年度は歴史的な沖縄の施政権返還の年であり、地方自治体の役割も急変する方向にあります。

沖縄の地方自治体の復帰第一年度の重要な当初予算編成の経緯を見ますと、ドル経済圏下に置かれた特殊事情は町村財政需要の集計、才入財源の補促に難渋しあわただしく予算提案に至っておりますが、私は激動の時局の中で健全な地方自治の運営を図かる復帰準備体制の段階への突入体勢に立つことを深く認識いたす次第でございます。

まず、本年度予算の編成にあたっては、住民意志を係数的に表現することに配慮し経常費の圧縮と重点投資を基本方針としたが、復帰に伴う行政諸制度が本土地方自治体との一体化への移行で個有事務の増加、通貨換算の読換え問題等の人件費等義務費の膨張で予算規模も大型化しており、収支均衡の大原則のため投資的経費の配分充当率は前年度に比較して大巾な前進が望めなかったことは遺憾とするところでありますが、復帰年度の新規事業や重要事業の経費予算の効率的執行を第一義として努力を払って住民の期待に副うて次の重点政策について申し上げます。

内部体制の強化について

復帰に伴って沖縄の市町村の地位は、地方自治法の規定による地方自治体として承継されその組織機能は本土市町村なみに認められ、従って地方自治制度の諸法令に基づき、市町村固有の事務系統の増加と従来行われてなかった新規事業の増加および新設機関の設置等で内部機構の

改革が必然的に迫られております従って行政事務近代化、住民サービスの強化、各種事業執行能率の向上を図るため内部機構動作の円滑な合理的経営の実現を期して機構改革整備を断行するを意をいたしております。

教育施設の拡充について

本村の教育施設は、住民関係者の教育振興に対する意欲的な努力によって義務教育の学校施設は一応基礎的整備がなされているとはいえ、本土および先進市町村の施設に比して校舎敷地の狭あい、体育館、図書館給食センターの設備では立遅れがあり、近い将来に地域の経済発展と流入人口の過密化現象が想定される条件下にあるので学校敷地の拡張や校舎建築の計画が早急に策定すべき当面の課題だと思料されますので、教育文化と人間形成の面から義務教育の学校施設の内容充実を図るためこれらの事業充当資金の基金制度を創設し、現在欠如している教育施設拡充事業を関係者各位のご協力を得て遂行する方針を考えております。

環境保全について

前年度において生活環境の保全と住民の心身の健康維持のため清掃施設事業の事務組合設立について議会のご協力により、この事業を軌道に乗せることになり清掃事業を継続運営することによって地域環境の美化改善の問題を究明して事業の効果を高める考えであります。特に本村は地理的な特性から市街地に変化しつつある反面、企業進出によって公害

発生の可能性が極めて大でありますので、公害防止対策の条例制定によって規定の運用に万全を期し住民の保健衛生と環境の保全に留意する施策を講じる方針であります。

産業基盤の整備について

1. 排水系統の整理

本村の置かれている自然のおよび社会経済の諸条件に応じ、河川的性質を有する幹線水路の改修工事を実施して農業生産性の向上と土地利用計画の効率を高める基本的施設の整備計画を年次毎に推進して参りましたが、那覇市の勢力圏の拡大に伴ない、宅地造成等の無秩序なる農地の埋立によって、本村地域は急速に変ぼうする徴候が顕著に表われ、排水系統は混乱状態におちいり既に農地帯、住宅地帯に水害が統出する現状にありますので本年度も、単独事業経費の投入と国、県補助事業の財源獲得に努力を傾注して、排水施設事業を遂行しなければならないと考えておる次第でございます。

2. 道路網の維持管理

本村地域においては、従来から道路網の整備事業は継続的投資事業として施行してまいりましたが、現況の道路事情は将来の産業経済発展に対応できる機能が充分に果せ得ないことは周知のとおりであります。新年度も既設路線の改修と維持管理を建設関係予算の主体事業として努力する所存でございます。

都市計画について

本村は那覇市広域都市計画区域に包含され一九七二年四月十一日付け告示で実質的に都計区域に編入指定されました。従来の都市計画区域は行政区画を単位として定められてきたが、新都市計画法においては、行政区画にこだわることなく、一体の都市として総合的に整備し、開発し

及び保全する必要がある周辺町村の範囲が都市区域として指定されます。西原村も総合開発計画書の作成の段階にはいつておりますので、本年度予算でもって都市計画の推進を企画する審議会を設置し広く各界の意見を都計に反映させ、本村が広域都市圏内に於て、諸般の情勢に対応し社会・経済・文化・住民福祉の向上のために限られた関係予算の経費で、逐次総合的な内容を検討し完璧な計画資料を具備できるよう、本計画を策定したいと思ひます。

農業の近代化推進について

本村は農業を主とした産業形態で発展し、現在に至つていますが、本村の現状実態は、社会的・経済的諸般の情勢にこごとく急激に変化をなして、農業を経済基盤とする発展は長期にわたる展望に立つと、二次的三次的産業の分野に列する時期の到来も予想されるので、農業の保護振興対策は地域の総合開発計画の一環として経営の近代化と農業構造の體質的改善の具体的推進策と復帰時から適用される農業基本法や、農業関連法令の救済措置に依存するだけでなく、農業協同組合と地域事情に即した提携を緊密に保ち農家の指導を本位に農家経済の安定を図つていく政策を強化する考え方に立つております。

公共福祉施設について

本村自らの行政策を通して、住民福祉の安定向上をもたらす児童福祉老人福祉・母子福祉等、社会福祉体系の事業および防災対策等を含めて社会資本の強化が課題となりますが本村はこれまでの財政事情で立遅れ後進性を余儀なくされておりますが本年度から保育所建設工事を施工し勤労者の児童保育の要望に答えるとともに年次的に計画し検討を加えることにいたします。

村議会

昭和四十七年度

第五回定例議会開かれる

去る六月三〇日午前十時から村役場本会議場で第五回定例議会が開かれた。出席議員は十五名で、欠席者が一名であった。

その日の定例議会に提出された議案は左記の三件である。

- ① 昭和四十七年度西原村一般会計補正予算
- ② 西原村立幼稚園の入園料及び保

新年度予算のあらまし

西原村議会第四回定例会は四月一七日から五月十五日までの二八日間異民族統治下から祖国日本への施政権返還という歴史的な情勢の中で開かれた。そういう社会状況から今回の定例会は、西原村の世替り初年度の向う十ヵ月半の予算を編成し明るい豊かな村作りの第一歩を踏み出す実に意識深い議会であった。

本年度の予算編成の主な内容は次の通り。

才入については、復帰と同時に、これまで市町村税であった事業税、不動産取得税が県税となり、反面、たばこ消費税、電気、ガス税、入場税、地方譲与税、娯楽施設利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、国庫支出金などの新設及び教育予算の一本化など収入科目の新設等があり、特に村税、地方交付税等が大幅に伸びている。才出については、復帰に伴い、これまで琉球政府が行っていた事務が市町村に移管され、それに伴う人件費の増加、社会福祉費、農業費、土木費、教育費関係予算の膨張がみられる。

- ③ 西原村字上原村有地の払下げに関する請願

延べ八時間にわたる審議を経た後に①と②の案件は原案通り可決された。③はいろいろと検討する余地があるとして、村有地処分問題特別委員会に付託された。その日の会議は午後六時に閉会された。

▲才入の概要

村税については、南石油（旧エッソ）の固定資産税、その他の税の増収により、九千九百五十九万六千円になり、地方譲与税では主に特別地方譲与税七百七十万円、娯楽施設利用税交付金二百四十六万四千円、地方交付税一億一千八百八十九万九千円、国庫支出金は校舎建築、農業施設（農道）、児童福祉に対する補助金などに七千六万七千円、県支出金では、児童福祉、清掃施設、農業施設補助金により、一千五百六十四万九千円、財産収入では、村有地を琉球大学用地に処分した土地売払代金を積立金として設置し、その利子が八百九十七万六千円、繰越金については、前年度特別交付税、村税の自然増及び打切決算による不用額等により一千四百七十七万六千円、村債については保育所用地買収費を加え五百四十万二千円、その他の収入を合算すると才入総額三億四千七百六十一万二千円となっている。

▲才出の概要

才出では議会費、総務費は殆んど

人件費、需要費で八千六百四十三万六千円、民生費については、児童措置費、児童手当、保育所建設費及び用地購入費等で五千三百二十万一千円衛生費については、予防費、清掃車購入費、与那原町、西原村清掃施設組合負担金などで一千二百五十二万八千円、農林水産業費については、農業購入補助金、防除用農業購入補助金、ビニール及び寒冷紗購入補助金、さとうきび株出更新奨励補助金、農業信用協会出資金及び畜産奨励費及び農業施設費として、安室、我謝幸地、小橋川、徳佐田、小波津の農道新設工事などで三千二百三十九万七千円、土木費については、小那覇地内排水、中部製糖横（小波津川下流）の排水、棚原地内の排水、下翁長地内排水工事、新部落地内側溝工事、森川地内橋梁改修工事等で三千七百万一千円。教育費については、坂田小学校特別管理教室、西原中学校特別管理教室などがあり、一億六万二千円。公債費については、庁舎建設、道路改修、学校用地購入、保育所用地購入、幼稚園舎建築費等に要した借入金返済金で一千九百四十九万五千円、その他の諸支出科目を合算し三億四千七百六十一万三千円で才入、才出差引残金なしとなっている。

▲昭和四十七年度の

主な建設事業

- ① 新部落地内路側排水工事
工期 六月五日～七月十五日
工事費 ￥九四〇、〇〇〇
総延長 一七一メートル
施工 協和工務店
- ② 棚原地内排水工事
工期 六月二四日～九月二日
工事費 ￥二、一〇〇、〇〇〇
総延長 一二六メートル
施工 宮城組
- ③ 小那覇地内排水工事
工期 六月十九日～九月十九日

工事費 ￥二、八〇〇、〇〇〇
総延長 一五七メートル
施工 宮平組

- ④ 今後の事業予定
 - (イ) 中部製糖前排水改修工事
(総延長約一五〇メートル)
 - (ロ) 棚原地内側溝工事
(総延長約二八〇メートル)
 - (ハ) 徳佐田地内側溝工事
(総延長約二〇〇メートル)
 - (ニ) 下翁長排水溝工事
(総延長約一五〇メートル)
 - (ホ) 森川橋新設工事
- ⑤ 農道新設予定部落
 - (イ) 村単独事業（我謝、安室、幸地、内間、小橋川、徳佐田）
 - (ロ) 国庫補助事業（小波津後原農道）

四十七年度予算の概要

一 水道課一

昭和四十七年五月十五日日本土復帰に伴い本村水道事業に地方公営企業法は全面的に適用を受け、予算編成の様式も従来と異なり条予算の形式を取るようになっておりますのでその態様、新年度における予算の特色、方針等に就いてふれて見たいと思います。

企業会計予算は資本の導入形態：（事業経営のもとでどんな方法でどこから導入したか）と運用形態：（導入されたもとでを如何にして運営したかその状態）を次の様に大別する

収益的収入、支出：営業活動による収益及びその収益を得るための費用

収 支

資本的収入、支出：将来経営活動に備えて行う建設改良現在在の経営活動に用いられている施設にかかる地方債の元金償還等の収支

以上の様な事を図示すれば次の如くであります。

第一図

収益的な事業収益 41,989,000円		収益的費用 35,144,000円	利益 6,845,000円
A	内訳	総係費(人件費等)	8,405,000円
	水道使用料	浄水購入代金	21,000,000円
	検査手数料	減価償却費	1,957,000円▲
	預金利息その他	支払利息その他	2,191,000円
資本的収入 2,000円		資本的支出 8,802,000円	不足額 8,800,000
B	企業債	建設改良	5,785,000円
	その他資本収入	企業債償還金	3,017,000円
	(単なる費目存置である)		

註▲印 固定資産として投下された資本を回収するため各期間に配分されて費用に計上される金額（実際には現金の支出を伴わない）減価償却費という。

第一図Bに於ける不足額八八〇万円はAに於ける利益六四四万五千円と減価償却費一九五万七千円で補い、収入支出のバランスを保って予算の執行となる一九七二年、復帰前年度予算に較べて、水道使用料に於て二六八四万六千円より四一九八九千円一五六万の伸長率を示し、南西石油を始め大型企業の進出が目立ちその使用料の増加と全村給水が完了し未給水地域の解消による甚しい一般需要の伸びによるものである。資本的収入に於ける大巾な減価は七二年度に二五六万六千円と企業債の大口借入に對し今年度は単に費目存置に留めて殆ど零にしたのがその原因でありま

復帰によって沖縄でもこの制度への移行が予定され、西原村では来年の一月一日から施行することにしていきます。

▲住民基本台帳の目的

この法律は、住民が地方公共団体の構成員であるという、地位の記録に関する基本法として制定され、市町村において①住民の居住関係の公証②選挙人名簿の登録③その他の住民に関する事務処理などの基礎として利用され、なお、その外に④住民の住所に関する届出の簡素化⑤行政の適正、合理化を目的とするものです。

▲住民基本台帳制度の内容

(1) 基本台帳の作成：これは原則として個人を単位とする住民票を、世帯ごとに編成して作成しますが例外として市町村長が適当と認める時は住民票の全部または一部につき世帯を単位とすることができ

(2) 住民票の記載事項

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- ⑤ 戸籍の表示
- ⑥ 住民となった年月日
- ⑦ あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
- ⑧ 選挙人名簿に登録された者については、その旨
- ⑨ 住所及び一つの市町村の区域内においてあらたに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- ⑩ 国民健康保険の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令に定めるもの
- ⑪ 国民年金の被保険者である者については、その資格に関する

事項で政令で定めるもの

- ⑫ 米穀類の消費者である者については、その米穀類の配給に関する事項で政令の定めるものとなっています。

市町村の住民が行なうべき届出には

- ① 転入届
- ② 転居届
- ③ 転出届
- ④ 世帯変更届の四種類があります。

届出義務者は本人ですが、世帯主はその世帯に属する者に代わって届出をすることが出来ます。この住民基本台帳法によって、住民としての地位の変更に関する届出は、すべて法律に定める届出によるものとされており

▲この制度における市町村長の役割

- ① 住民基本台帳の記録の正確性の確保。そのための任務として届出の審査などを行なうとされています。
 - ② 住民に関する事務の管理および執行。
 - ③ 届出などに関する事務処理の合理化
- などとなっています。

(ロ) 児童手当制度のあらまし

▲児童手当制度とは

児童が心身ともに、すこやかに成長することは、国民すべての願いであり、家庭と社会が、ともに児童の健全な育成に努めることが望まれます。

このための施策の一つとして、児童手当法が生まれ、待望の児童手当制度が発足しましたが、沖縄県でも復帰と同時に実施されました。

この制度は、国・都道府県・市町村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会を、にやう児童の健全育成・資質向上をはかることを目的としています。

▲児童手当を受けることができる人は、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあってはまっているときに支給されます。

- ① 十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前（当初は昭和四二年一月二日以後出生）の児童であること。

- ② その人の昭和四六年四月一日から昭和四七年三月三十一日までの一年間の収入が、一定の額に満たないこと。

なお、この児童手当は、各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給されます。

▲児童手当の月額額は、三人以上の児童のうち、出生順にかぞえて三人目以降の児童で、義務教育終了前（当初は昭和四二年一月二日以後出生）のもの一人につき三、〇〇〇円で当初の支給月額例

（□の数が三、〇〇〇円にかける数になります。）

- ・ 児童が八才、七才、四才三
才の四人の場合
三、〇〇〇円×二＝六〇〇
- ・ 児童が十六才、十才、七才、四
才の四人の場合
三、〇〇〇円×一＝三、〇〇〇
- ・ 児童が四才、三才、一才の三人の場合
三、〇〇〇円×一＝三、〇〇〇円

▲児童手当の支給を受けるためには住所地の市町村長に認定請求書を出しなければなりませんので、村役場の厚生課児童手当係に申しでください。

認定請求の受け付けをはじめておりますので、該当すると思われる方は早目に請求の手続きをとってください。

なお、公務員と三公社（日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社）に勤めている方は、勤め先に申しでてください。

▲児童手当は、市町村長が支給を受ける資格があると認定した人に対して、昭和四七年の五月分から九月分

(6) までを一〇月に支払います。

なお、その後は、毎年、二月、六月、一〇月の三回に分けて、それぞれ前月までの四カ月分を支払います。

※ 請求手続き、その他、この制度についてお知りになりたいことがありましたら村役場の厚生課児童手当係（電話二四〇一）にお問い合わせてください。

(イ) 農地制度のあらまし

▲農地法の目的

農地法は、耕作者になるべくその土地の所有権を与えて、自作農としてその地位を安定させるとともに耕作している農地について所有権がないものについては、その耕作する権利を保護し、又農地が効率的に利用されるように権利関係を調整する事を目的とした法律である。

▲農地法の内容

① 農地の売買と貸借の制限

農地を売り買いする場合や、貸し借りする場合など、農地に関する権利の設定、移転をしようとするときは、農地法が定めている例外の場合をのぞいては、市町村の農業委員会か沖縄県知事の許可がいる事になります。（農業委員会が成立するまでは沖縄県知事の許可を受ける事になります。）

② 農地の権利移動の制限

まず、自ら農業を行なおうとする農家と農業生産法人以外の者は一般に農地を買ったり借りたりする事ができません。つまり農地を農地として自分で耕作しようとする者以外の者は農地を買ったり借りたりする事はできないのです。その他同じ趣旨で次のような事が定められています。

A 農地を買ったり借りたりした後の耕作面積が五〇アールに達しない様な場合は許可されません。但し、この五〇アールという面積については、零細農の多い地域では引き下げ措置ができるようになっています。

B 権利を取得しようとする者、又はその世帯員が取得後において、その経営において必要な農業に常時

従事すると認められない場合には許可されません。

C 小作地を売る場合は、まずその小作人に売らなければなりません。小作人が書面でその小作人以外の他の人に売る事について同意した場合でないに第三者に売る事は原則として許可されません。

③ 農地転用の制限

農地法では、農地を農地以外のものにするには原則として、県知事の許可を受けなければなりません。自分の畑を自分で転用する場合にも、又他人の農地や採草放牧地を買ったり、借りたりして転用する場合にも許可がいります。なお都市計画法にもとづく市街化区域内では、農地転用が許可制でなく、沖縄県知事に対する届出だけでよいことになっています。

④ 小作地所有の制限

農地法は、耕作者の農地取得を促進することをひとつの目的としており、一定の小作地は所有できない事になっています。所有できなくなる小作地は次のようなものです。

A 住所のある市町村以外のところでもっている小作地。

B 住所のある市町村にある小作地でも一定面積（沖縄県の平均としては一ヘクタールと定められています）が、地域ごと若干の違いが設けられることになっている。（をこえる部分の小作地。）

・以上が農地法の目的と大まかな内容ですが、この他にもいろいろ疑問の点又は不安に感じられている事もあるかと思えますので、村役場産業課では相談窓口として皆様をお待ちしております。どうぞお気軽に御相談下さい。

(二) 国民健康保険制度のあらまし

本土では国民が安心して働き、生活ができる基盤を確立する為に昭和三十六年四月一日をきして国民皆保険が施行されました。

沖縄県でも本土復帰に伴いこの制

度がしかれることになり、各市町村単位に国民健康保険法の適用をすみやかに実施し、遅くとも昭和四十九年四月一日までには各市町村において国民健康保険事業が完全に動き出す事になっています。

西原村では今年の十月一日から国民皆保険制度を実施する予定であり現在その準備中。

その国民健康保険制度のあらましは次の通りです。

① この制度の目的は国民の誰かが病気やケガで治療を受けた時その治療費を補う制度です。

県庁とか学校・会社などに勤めている人及びその家族は医療保険によって病気やケガなどに際して治療費を出してもらうことになっています。しかし農業や商業などの自営業の人及びその家族は加入する医療保険がまだできていないので、病気やケガなどで治療費が急に必要な時でもすべて自分で工面、負担しなければなりません。その為に生活が困難におちいることもたびたびあり、生活に欠かすことのできない家とか田畑などの財産を手放すこともありました。

国民健康保険制度は、こうした医療保険にまだ加入してない人達を対象として

① 病気やケガなどに要する治療費

② お産や葬祭などの費用

などに関して補助を与える制度です

② 療養の給付は七割の現物給付これは被保険者が病気あるいはケガで病院の治療を受ける時、治療費の三割を自分で支払い、残りの七割を現物給付するという仕組みです。

たとえば治療費が一〇、〇〇〇円かかった場合、患者はその三割分、三、〇〇〇円を病院の窓口で支払い残りの七割分、七、〇〇〇円は病院から村役場に請求される事になります。

③ 国民健康保険税（相互扶助の精神）

国民健康保険はその治療費の七割

を村で負担することになる訳ですがその費用は①国からの補助金②被保険者が出す国民健康保険税でまかなわれます。

国民補助金で足りない保険給付や保健施設の費用は保険税で負担されます。保険税の世帯当りの負担額は

変りゆくおらがむら

(イ) 都市化現象と都市計画

本村はこれまで純農村として発展してきたが、ここ数年来第二次、第三次産業の進展に伴い、大きな変貌を遂げようとしています。本村は、地理的にみて過密化現象の那覇市、浦添市、宜野湾市等の都市圏に隣接し、そして静かで公害のない広大な土地はそれら地域のベッドタウンとして、又教育センターとして注目されてきている。特に北部台地は、距離的に都市圏に近く企業の乱立もなく、それに高台であるので景色も良く、住宅地、文教区としては最適な場所である。

現在、字翁長、幸地、森川、与那城地域で盛んに宅地造成がなされ大規模な団地や分譲地の建設が予定されている。さらに、徳佐田、棚原、小波津地域においてもそれらの計画がなされている。又、千原、上原地

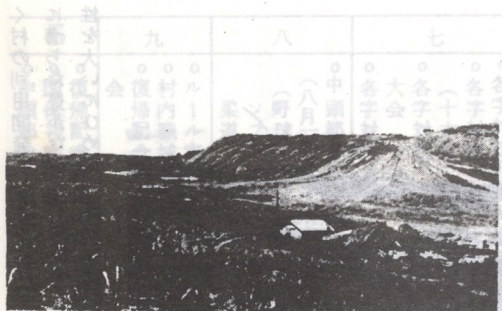


大琉

議会で議決されますが、この場合保険税の総額を、一家の所得割、資産割、世帯割、均等割などを加味した形で、世帯ごとの負担額を算定します。各世帯ごとに算定された保険税は、世帯主に納付の義務が課せられます。

域は、琉球大学の木、復帰に伴なう国立移管によつて国立一明校並みの規模にするための移転用地として約四四万坪の用地の買収がなされている。今後は同大学の具体的な建設着工のみとなっている。

この様にして、本村では昨今急激に宅地造成ブームが起り、隣接市と密接なつながりを持ちつつ、又沖縄県の文化、教育センターとして都市化の傾向にあるといえる。しかしこの様な都市化現象は今後とも続く事が予想されるが、この様な宅地造成が、農地、山林をあたかも虫が喰いあらすように無秩序に行なわれると、道路、排水等の整備をおくらせたり、不十分なものとしたり、農業をやっていくうえでいろいろと支障をきたしたりします。この様な無秩序な開発が行なわれるのを防ぐため



RBC. ハイ

に、各地方自治体は、市街地として開発していくべきところと市街化をすべきでないところをはっきり決めた計画的に発展していくように予防策を講じなければなりません。そこで本村では、本土復帰に伴なう本土法の適用を受けて、新しい都市計画法に基づく都市計画の策定を推めています。

(ロ) 企業の進出

西原村における企業の進出状況は近年ますます活発化し当村の環境も三年一日のごとくに急変している。

特に隣接市町村である那覇市、浦添市などでの企業の新規設立とか、拡充強化の困難さが年々、増して来ている状態なので、地理的にも両市から近くにあり、利用可能な土地にも恵まれている西原村の存在は企業にとって恰好の地として狙われている。企業の誘致は確かに村発展のカギを握るものではあるが、そのことが第一次産業の低迷をもたらすことになったり、住民の生活を脅かす公害の発生源になったりするものであつては、村発展という目的から行なつた企業誘致そのものがマイナスの利益を村民に与えることになる。そういった意味から、県当局が策定した都市計画なども考慮に入れ、企業誘致の適正なコントロールを図る計画が現在、最もせまられている課題だといえる。

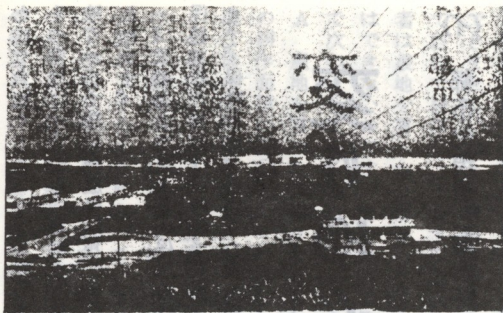
本村に、すでに創業の長い中部製糖工場以外に大手の企業が進出しはじめたのは、一九六八年の金秀鉄工KKの進出に端を発すると思われるが、いったん口火が切られた企業の進出は、とどまるところを知らず翌六九年には大峯鉄工（我謝）、大城建材（小波津）、東洋コンクリートKK（兼久）等ができた。七〇年には西原農協のそばに西原給油所ができた。七一年には大日工業が小橋川にできた。そして七二年になると、伊保の浜の海岸を埋立てて大規模な南

西石油KK(当初はエシソ・スタンダードKK)が建設され、さらに幸地にオキコ製パンKK、棚原に西村コンニャク工場、齊保久に沖繩軽金屬、兼久に大建商事と立てつづけに有力な企業が当村に入ってきた。加えて、沖銀、琉銀の支店も小那覇にできて、西原村の都市化現象に拍車をかけている。

本村は、県指定の都市計画地域に含まれており、(イ)でも述べたとおり具体的な計画を策定中である。一方では、すでに浦添、那覇、両市の近郊に存する快適なベッドタウンとしての、西原村の未来像は徐々に実施されている状況(たとえば幸地、翁長にまたがって造成されている分譲住宅、RBCハイツ)である。

こういった村の急変のさなかにあつて、文化教育センター(琉大や消防学校の設置など)としての西原村のイメージとか、ベッドタウン(住宅地域)としての将来などと調和のとれた方向に企業の誘致をコントロールするのでなければ、人口は過密化し、道路や下水道の不備が目立ち住宅地域と企業が併存し、公害の発生条件にみちみちた町となり、都市の性格がぼけた、一大スラムの典型とされる既成市街地の二の舞になりにかねない。

裏をかえすと、そういった地盤の利用状況に恵まれた西原村の特性を大いに生かし、総合的な計画に基づ



南西石油

く村の利用開発にとめれば、活気に満ちた豊かな村へと発展する可能性を大いにひめているともいえる。



オキコ

(ハ)

南西石油KK埋立地を本村へ編入

現在南西石油が使用している小那覇地先の公有水面埋立地(六六六、〇二七・五四平方メートル)が本村字小那覇の区域とする事が正式に決まった。

同地域は旧エシソ石油が、石油精製敷地として約一年がかりで浚渫し埋たてたもので、村議会では去った一月三十一日に同地域を本村に編入する事を可決、二月二五日県庁へ申請していたが、五月六日の告示一五〇号で、旧市町村自治法第三条第一項に基づいて本村の区域とする事が決まった。本村では始めての自然取得である。

又同地域の字小那覇への区域編入についても、本村議会では五月十二日付で可決し、五月十六日県庁へ申請、六月十二日の告示第四〇号で、新地方自治法第二六〇条第一項に基づいて字小那覇区域とする事が決まった。それによって同地域は西原村字小那覇八五八番地となった。

村の行事

(イ) 冠婚葬祭の簡素化の呼びかけ

西原村新生活運動実践協議会(宮平吉太郎会長)では冠婚葬祭の簡素化をめざして二十一日(水)午後三時から村役場ホールに各字事務担任者・婦人会長・青年会長・生改グループ・村内学校長・その関係者多数(五四名)を集めて話し合いをもった協議の結果次のようなことを決めた。本運動を強力に推進することにした冠婚葬祭の簡素化運動推進要項趣旨

実践目標

1. 冠婚葬祭及び諸行事の簡素化を推進する(家族中心にして小範囲にとどめる)

2. 御祝儀・香典等の上限額を統一化する。

3. 御祝儀一切(結婚・生年祝・新築・入学誕生祝等)

五〇〇円以内

4. 年忌・七七忌 三〇〇円以内

5. 香典 一〇〇円以内

6. おみやげ・記念品等を廃止する

7. 時間励行を推進する
(お祝い時刻は午後十一時までには終る)

8. 案内状に祝儀額・おみやげ・記念品廃止等について明記する。

推進方法

1. 各字ごとに事務担任者(区長)婦人会、青年会、生活改善グループ等が中心となり懇談会を実施し住民に趣旨を理解させ推進に努める。

2. 村は運動推進に関するチラシ及びパンフレットを作成し、各家庭に配り村民の協力を呼びかける(広報車による広報活動も)

3. 村新生活運動実践協議会の組織を強化し、たて、よこの連携を密にして運動を推進する

推進団体

村役場・新生協・事務担当者・婦人会・青年会・村普及事業連絡協議会・三枝PTA・議会・村農協

(ロ) 社会教育基本方針

まとまる

西原村教育委員会では、今年の村における社会教育活動の基本方針及び活動の重点目標として次のようなプランを立てています。

(1) 社会教育基本方針

社会教育は生涯にわたってなされるものであり、急激に変化する社会に巧く適応し、積極的に生きる人間の形成は、たゆまない学習によってなされます。その一環として、村教育委員会では、各種団体の協力を得ていろいろな学習講座を開く予定。その目的は、情報とか意見を広く交換し合う中から、実のある知識、技術などを吸収し合い、社会への適応性を高めることにあります。また同時に村の近代化に際し、何を改善し、何を保存すべきかという正しい判断ができる真の担い手としての人間形成にあります。

(2) 社会教育の重点目標

① 社会教育体制の確立

(イ) 社会教育施設の総合計画

(イ) 西原村立公民館の建設

(ロ) 社会教育団体の育成、研修施設等の建設

(ハ) 図書館建設・整備の充実

② 青少年教育と健全育成

(イ) 教育隣組活動・子ども会活動の推進

(ロ) スポーツ少年団の育成と結成促進

(ハ) 青年会活動の育成強化

(ニ) 青少年リーダーの育成強化

③ 各種学級講座の運営充実

青年教室、社会教育学級、家庭教育学級の運営の充実をはかり

学習内容については学級生の要望をとり入れ、はばひろい学習活動を行ない、生活と結びついたものにする。

④ 家庭教育の推進

家庭教育学級の活動をととして家庭学級のあり方を考え、PTAとか婦人会教育隣り組活動をととして家庭学習の普及につとめる。

⑤ 各種団体の育成強化

各種の会活動の運営をはかる。各種の研修会を開き、リーダーの養成とか、各種団体の横のつながりを深める、趣味のグループを作る。上部だけの活動に終ることなく下部への浸透をはかる。

⑥ 新生活運動の推進

日常生活における無だやみえをはぶいて、生活の合理化をはかり古い慣習を改めて生活の改善をはかる。

(イ) 冠婚葬祭および諸行事の簡素化運動

(ロ) 時間励行の強化
(ハ) 新正一本化実施

はばたく各種団体

(イ) 西原村体育協会

昭和四七年度行事計画

月	予 定 行 事
七	○各字対抗野球大会(三〇日) ○各字対抗バレーボール大会(十六日) ○各字対抗バスケットボール大会(十六日) ○各字対抗卓球大会(十六日)
八	○中頭郡夏季総合体育大会(八月九日(土)二〇日(日)) (野球・籠球・排球・卓球 ソフトボール・サッカー 柔道・剣道・相撲)
九	○ルール実技研修会 ○村内職域野球大会(十日) ○復興記念体育大会実施準備会
一〇	○復興記念村民体育大会(八日) ○国体視察研修 ○中頭郡陸上競技大会(三日)

二	○ママさんバレーボール大会(五日) ○パパさんバレーボール大会(五日) ○マラソン大会(十九日) ○駅伝大会(後援) ○中央総合体育大会
二	○村内職域バスケットボール大会(十日) ○村内職域バレーボール大会(十日) ○村内職域卓球大会
一	○少年野球大会
二	○親善球技大会(隣村との親睦を深める) ○年間の反省 ○特別団体のとりくみ ○役員改選 ○次年度の計画

西原村体育協会役員

役 名	氏 名	出身字
会 長	平安 恒政	崎 原
副会長	安里 貞雄	我 謝
副会長	米須 清光	伊保の浜
事務局長	与古田光順	伊保の浜
総務部	棚原 盛光	森 川
総務部	我謝 孟功	伊保の浜
総務部	稲福 政昌	上 原
計 画	福原 重雄	安 室
陸上部部長	城間 盛義	崎 原
同副部長	親泊 輝延	小 那 覇
同副部長	大城 善盛	内 間
同副部長	外間 久一	兼 久
同副部長	平良 昌二	我 謝
同副部長	新川 盛仁	掛 保 久
同副部長	池原喜代一	小 那 覇
卓球部長	城間 清勇	我 謝
庭球部長	大城 助徳	小 橋 川

(ロ) 西原村青年連合会

(会長 宮平正和)

西原村青年連合会は去る五月に①七一年度決算報告②七二年度予算審議③役員改選の議題に関して総会を開いた。出席者は十一カ部落の代表十五人を含め、約二〇余人。
まず七一年度の決算報告が万場一致で承認された。次いで七二年度の予算審議がなされ、事務局の原案通りに可決された。予算総額は十四万

四〇〇〇円(四〇〇ドル)である。予算額については、少額予算によって活動がだいぶ制約されるという批判も多数出た。この問題に対しては、今後充実した活動を積み重ねることによって大幅な予算要求が、村当局に対し行なえる状況に持つて行く、という方針が確約された。

最後に役員改選が行なわれ、現会長の宮平正和君(西原村役場勤務)の留任が万場一致で決められ、以下次の様に決定された。

副会長 稲福邦夫、事務局 長玉城善一(軍労働者)、補佐 大城孝市(西原村役場)、会計 玉那覇美枝子(西原村役場)、体育部長 平敷恒弘(薬局経営者)、補佐 大城善雄(宮平プロバン)、文化部長 喜納昌春(西原村役場)

▲年間行事予定

七月…排竜卓球大会(西体協共催)

青年幹部講習会

第二回ボーリング大会

八月…キャンプ

排竜卓球地区派遣

九月…村民盆踊り大会

十月…ソフトボール大会

十一月…村内駅伝大会

中頭郡駅伝大会派遣

女子青年研修派遣

十二月…青年祭(ダンスパーティー)

一月…成人式

四月…総会

告知版

(イ) 米軍人、軍属等により被害を受けた住民に対する損害賠償業務について

昭和四十七年五月十五日の復帰に伴い、現在沖縄にある合衆国軍にも、在日合衆国軍同様「日本国と合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施政及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭和三五年条約第七号、通称「地位協定」)が適用されることになりました。

地位協定は、その第十八条に合衆国軍隊又はその構成員若しくは被用者(但し、日本人被用者にあつては公務執行中の者に限る。以下これらを「合衆国軍隊等」という。)が不法に県、市町村の財産又は住民の財産若しくは身体に損害を与えた場合の請求権の処理について規定しています。次に上げますがその大まかな内容です。

1 合衆国軍隊等により損害を受けた場合は、できるだけ早く那覇防衛施設局事業部業務課に連絡すること。連絡を受けると業務課の職員が損害賠償等について相談に応ずること。

2 損害賠償を請求する場合は、損害が合衆国軍隊等の公務執行中の事故等によるものである場合は、事故等の発生日から三年以内、公務外の事故等によるものである場合は二年以内に那覇防衛施設局に「損害賠償請求書」を提出すること。

3 提出された損害賠償請求については、損害が合衆国軍隊等の公務執行中の事故等によるものである場合は、那覇防衛施設局が損害賠償金を支払い、公務外の事故等による場合は、米軍賠償部が直接慰謝料として支払うこと。

4 「損害賠償請求書」用紙は那覇防衛施設局にあるので、損害賠償を請求される場合は申し出ること。

5 詳細については次に問合せること。

「那覇防衛施設局事業部業務課」

所在地：浦添市港川四三九番地

電話番号は七七一三九二一〜三九二四

(内線二二八〜二二三)

なお、昭和二〇年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日までの間に沖縄県において合衆国軍隊等の行為により人身被害を受けた被害者又は遺族で、昭和四十二年一月二〇日高等弁務官布令第六〇号「琉球人の講和前補償請求の支払いについて」に基づく合衆国政府からの支払いを受ける

事ができなかった方々に対しては、「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律」(昭和四十七年法律第三三三号)第三条により見舞金が支給される事になっています。

(ロ) モーター規制

協力方について

近年本村も那覇市のベントタウンとして発展しつつあり宅地造成が盛んに行なわれ、一方海岸沿線においては各種工場が建設され、日一日と都市化の傾向にあります。

このことは本村が発展途上にあることを示しておりよろこばしい事でもあります。無秩序に建設が行なわれると幾多の問題を残す結果となり、そのために本村でも去った四月十一日から都市計画区域に指定されているが、具体的に都計を推進するにもかなりの時局を要するのであります。

これまで本村は純農村として生活環境も良かったのでありますが、最近になってモーター(自動車利用者のホテル)なるものが本村にも出来つつあり、風俗営業的性格を持ち風気上、公害上問題があり、特に学校住宅地域(将来計画を含む)に隣接することも予想され、今後このような業者に対して土地を売らない、貸さない運動を進め、生活環境保全のため、村民の御協力をお願いします。

(企画課)

(ハ) 旧飛行場関係資料提供方について

村建設課において、現在旧西原飛行場跡の公共施設(道路、橋梁、排水等)の復元補償のため資料作成中であり、戦前の当該地域の写真があり、またそれを重要資料として添付したいと思っております。村民の皆様で写真、その他当時の資料等ございましたら建設課まで御一報の上協力下さいますよう、よろしくお願い致します。

(建設課)